

**近江八幡市からの大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務
の受託の廃止につき議決を求めることについて**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、次のとおり大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務の近江八幡市からの受託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市及び近江八幡市における大中の湖地区基幹水利施設
管理事業事務委託に関する規約を廃止する規約**

東近江市及び近江八幡市における大中の湖地区基幹水利施設管理事業事務委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和８年３月31日をもって大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務の近江八幡市からの受託を廃止することについて協議したく、本議案を提出するものである。